

病気やケガのため働けないとき 傷病手当金

傷病手当金とは？

被保険者さまが**職務外**の病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合の休業補償です。

支給条件

- **職務外**の事由による病気やケガで療養中であること
- 仕事に就けないこと(職務不能)
- 給与(報酬)の支払いがないこと

たとえば・・・
 「私用中に転倒し骨折した」
 「職務外の事由での病気にかかった」
 等で仕事を休み給与の支払いがない場合

支給されない場合または給付額の一部が調整される場合

- × **職務上**の病気やケガである、**通勤途中**のケガである
- × 給与や手当の支払いがあった
- × 労災保険から**休業補償給付**を受けている
- × **障害厚生年金**または**障害手当金**を受けている
- × (退職後のみ)**老齢退職年金**を受けている

詳しくは船員保険部の
ホームページをご覧ください



船員保険事務ご担当者さまへお願い

申請書に不備があった場合、申請書をお返しすることになり、給付決定までにお時間がかかります。迅速な決定を行うため、**書類不備のない速やかなご提出に協力をお願いします。**

- ✓ 振込希望口座の記入もれ
- ✓ 療養のため休んだ期間(申請期間)の記入もれ
- ✓ 担当医師による証明日が「職務不能と認めた期間」以降の日付になっていない
- ✓ ケガ(負傷)の場合に「負傷原因届」の添付もれ

傷病手当金支給申請書は全4ページです。
 1・2ページ目は被保険者さま、
 3ページ目は船舶所有者さま、
 4ページ目は療養担当者さま(医師等)が
 それぞれご記入の上、船員保険部へご提出ください。



電話健康相談 をご利用ください

24時間365日、看護師等が体調やメンタルヘルスに関するご相談に応じます。
 電話またはチャットボットから、被保険者さまと被扶養者さまがご利用いただけます。

チャットボットによる
ご相談はこちら

0120 - 018 - 620

通話料・相談料無料
 委託先: ティーバック株式会社



全国健康保険協会

船員保険

〒102-8016

東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 14 階

TEL 03-6862-3060

営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分(土日・祝日、年末年始は除く)

メルマガ
「うみがめ〜る」
会員募集中



PICK UP 情報
船員保険部からの旬な
お知らせをいつでも
確認できます!

